

令和元年度 第1回碧南市福祉有償運送運営協議会 次第

日時：令和2年2月6日（木）

午後3時00分～

場所：市役所 談話室4・5（2階）

1 会長あいさつ

2 議 題

- (1) 碧南市福祉有償運送の必要性について（資料1）
- (2) 福祉有償運送において碧南市が付加する独自要件について（資料2）
- (3) 「NPO法人ゆるりん」の福祉有償運送事業について（資料3）
- (4) 「NPO法人大樹の会」の福祉有償運送事業について（資料4）

3 その他

碧南市福祉有償運送運営協議会委員等名簿

令和元年度
(順不同・敬称略)

	氏名	フリガナ	職名(所属)	備考	運営協議会規程の条項
1	小川 賢二 (新)	カガリケンジ	中部運輸局愛知運輸支局首席運輸企画専門官	運輸支局	第3条第2項第1号委員
	(代理)森 大樹	モリダイキ	中部運輸局愛知運輸支局運輸企画専門官	運輸支局	—
2	禰宜田 知司	ネイタトモシ	碧南市老人クラブ連合会会長	利用者の代表、会長	第3条第2項第2号委員
3	鈴木 たか子	スズキ タカコ	碧南市身体障害者福祉協会会長	利用者の代表	〃
4	古井 恵	フルイ メグミ		市民の代表	第3条第2項第3号委員
5	永坂 幸子	エガサキ サチコ	碧南市更生保護女性会会長	ボランティア団体の代表、副会長	第3条第2項第4号委員
6	磯貝 厚子	イソガイ アツコ	NPO法人ゆるりん	NPO法人の代表	第3条第2項第5号委員
7	竹内 通裕	タケウチ ミチヒロ	愛知県タクシー協会刈谷碧南支部長	タクシー協会	第3条第2項第6号委員
8	新美 惣英	ニミ ソウエイ	三光陸運株式会社	タクシー事業者	第3条第2項第7号委員
9	藤田 重記	フジタ シゲキ	名鉄知多タクシー株式会社	〃	〃
10	藤井 嘉久	フジイ ヨシヒサ	愛知みどり交通株式会社	〃	〃
11	小湊 孝政	コミナト タカマサ	名鉄知多タクシー株式会社労働組合	タクシー運転者	第3条第2項第8号委員
12	杉浦 秀司	スギウラ ヒデシ	碧南市健康推進部長	市(主宰者)の職員	第3条第2項第9号委員

(任期2年、平成31年2月4日～令和3年2月3日)

※(新)は平成31年4月1日より新たに委員に任命された者

参考人

築山 佳林	ツキヤマ カン	NPO法人ゆるりん	福祉有償運送事業者	
布間 裕子	フマ ユウコ	NPO法人大樹の会	福祉有償運送事業者	
犬塚 宏子	イヌヅカ ヒロコ	NPO法人大樹の会	福祉有償運送事業者	

事務局

杉浦 浩二	スギウラ コウジ	碧南市福祉こども部	福祉課長	
河原 睦	カワハラ ムツミ	碧南市福祉こども部	福祉課社会福祉係長	
山田 昌宏	ヤマダ マサヒロ	碧南市健康推進部	高齢介護課長	
小林 圭介	コバヤシ ケイスケ	碧南市健康推進部	高齢介護課高齢福祉係長	
埜口 義広	ノグチ ヨシヒロ	碧南市健康推進部	高齢介護課高齢福祉担当係長	

碧南市福祉有償運送の必要性について

1 碧南市の移動制約者の状況

移動制約者：身体障害者、要介護・要支援の認定を受けている者、その他障害等で単独での移動が困難な者であって単独では公共交通機関を利用することが困難な者（道路運送法施行規則第49条第3号）。

	平成28年 4月1日現在	平成31年 4月1日現在	増減
身体障害者	2,190人	2,148人	▲2.0%
要介護認定者	1,690人	1,873人	10.8%
要支援認定者	763人	765人	0.3%
知的障害者	567人	626人	10.4%
精神障害者	412人	533人	29.4%
合計(移動制約者)	5,622人	5,945人	5.7%
人口	71,789人	73,104人	1.8%
移動制約者／人口	7.8%	8.1%	—

2 碧南市内の公共交通機関、タクシー等の状況

(1) 路線バス（ふれんどバス）

西尾方面から棚尾橋経由で碧南高校まで運行（1路線）。

- ・車椅子1台が乗車可能。
- ・段差解消のためのスロープあり。
- ・歩行が困難な者にとっては停留所まで出かけること自体が困難。

(2) コミュニティバス（くるくるバス）

市内巡回4コース

（利用者）平成30年度 年間132,106人

- ・車椅子2台が乗車可能。
- ・乗降の際の段差解消のためステップあり。
- ・歩行が困難な者にとっては停留所まで出かけること自体が困難。

(3) タクシー

市内タクシーの状況

(実績) 平成30年度 3事業者 37台の車両保有
年間輸送 209,349人

- ・発着地が自由なので負担が少ない。
- ・リフトアップ、車椅子対応等の福祉車両はなし。

3 碧南市の外出支援事業

(1) 福祉タクシー料金助成事業

電車・バス等を利用することが困難な重度心身障害者（児）に対するタクシーの基本料金の補助（タクシー利用券交付）

ア 対象者

- ・身体障害者手帳 1級から3級までの者
- ・療育手帳 A判定又はB判定の者
- ・精神障害者保健福祉手帳 1級又は2級の者

※自動車税又は軽自動車税の減免を受けている場合は対象外

イ 車両

セダン型（タクシー）、介護タクシー

ウ 行き先

限定なし。但し、割り増しチケット分は通院に限る。

エ 利用券交付枚数

月2枚（年間24枚）、ただし通院日数により割り増しあり。

オ 利用タクシー会社

三光陸運、名鉄知多タクシー、愛知みどり交通、安城交通、刈谷交通、エクスプレス・サービス、大興タクシー、愛知福祉サービス、ほほえみケア輸送(※)、かなりや(※)、こうしん介護タクシー(※)、アークケアタクシー(※)
((※)介護タクシーのみを示す)

カ 平成30年度利用実績

・利用者 (人)

身 体 障 害					療育手帳	精神保健	合計
肢体不自由	視覚	聴覚・平衡	音声・言語	内部			
110	29	11	0	98	33	127	408

・タクシー券

交付枚数：11,658枚

利用枚数：5,981枚（1枚700円まで）

(2) 外出支援サービス事業

一般の公共交通機関の利用が困難なひとり暮らし高齢者等の送迎

ア 対象者

65歳以上の一人暮らし、高齢者世帯、またはこれに準じるもので下肢、視覚、精神的障害のために一般の交通機関を利用することが困難な者

イ 使用車両

福祉車両（車椅子対応、リフト付き等） 4台

ウ 行き先

市内医療機関、公共施設

エ 利用制限

週1回まで

オ 委託先

NPO法人ゆるりん

カ 平成30年度利用実績

延べ利用人数：42人

(3) 車いす専用車両貸出事業（社会福祉協議会事業）

障害者及び高齢者又は車椅子を必要とする者に対する福祉車両の貸出し

ア 対象者

市内に住所を有する者又は市内の福祉団体、福祉施設

イ 貸出車両

福祉車両（車椅子対応）

ウ 行き先

通院・退院・病院移動、ショートステイ・デイサービスの送迎、その他（法事・気分転換・食事など）

エ 利用制限

1回4日以内

オ 利用者の負担

30kmまでは300円、10km増すごとに100円を加算（ガソリン代相当）

カ 平成30年度利用実績

利用目的及び利用人数（利用者・運転手・同乗者含む）

・通院・退院・病院移動	343回	822人
・ショートステイ・デイサービスの送迎	33回	87人

・その他（法事・気分転換・食事など） 87回 260人

計 延べ463回

4 碧南市内における福祉有償運送の状況

※1月～12月の3年間の推移（ただし令和元年は平成31年1月～令和元年12月）

NPO法人ゆるりん

	平成29年	平成30年	令和元年
延べ輸送回数／距離	83回／306.8km	92回／323.7km	92回／388.5km
会 員 数	12人	7人	7人
運転者数／車両台数	6人／5台	5人／4台	5人／4台
事故・苦情の報告	無	無	無

NPO法人大樹の会

	平成29年	平成30年	令和元年
延べ輸送回数／距離	16回／169km	18回／108km	15回／97km
会 員 数	4人	3人	3人
運転者数／車両台数	31人／27台	27人／23台	24人／21台
事故・苦情の報告	無	無	無

5 碧南市福祉有償運送の必要性

・移動制約者の中には、家族の支援による移動や公共交通機関では対応できない場合がある。

(例)・身体障害者…すべての場所がバリアフリーであったり、点字ブロックが整備されているわけではない。

・知的障害者…交通法規の理解や安全の確認ができない等の場合がある。

・精神障害者…引きこもりになる傾向になる者にとって、玄関先から心を許した介護者と外出することが必要になることもある。

・要介護者、要支援者…個人差が大きく多様な症状や日による状態の変化があり、介助者もその人の状態に合わせて介助することが必要となる。

・今後、要介護者・要支援者、障害者等の増加及び核家族化の進行により、例えば家族の支援が得られないような移動制約者は、さらに増大すると思われる。

・碧南市内の公共交通機関、タクシー等の状況は、リフト付きや車椅子対応などの福祉車両が十分に供給されておらず、移動制約者の特性を考えると介助を必要と

する者は、福祉有償運送の方が適していると思われる方もいる。

- ・公共交通機関や碧南市の外出支援事業を補完するものとして、福祉有償運送が実施されており、今後も需要が見込まれる。

以上のことから、今後も地域の交通手段として福祉有償運送による輸送サービスは必要と思われます。

国の要件の概要と碧南市が付加する独自要件（案）

資料2-①

項目	道路運送法及び同法施行規則（概要）	碧南市が付加する独自要件 (条は碧南市における福祉有償運送事業運営規程に該当)
運送主体	<p>法第78条第1項第2号 事業実施主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人 <p>規則第48条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人又は一般財団法人、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会 ・自治会、青年団、観光関係の協議会など、「権利能力なき社団」 	<p>第2条 事業実施者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が相当数見込まれること
運送の対象	<p>規則第49条第1項第3号 福祉有償運送の対象</p> <p>①他人の介助によらず移動することが困難で、単独ではタクシーその他の公共交通機関の利用が困難な者</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 身体障害者 身体障害者福祉法第4条該当者 イ 要介護者 介護保険法第19条第1項該当者 ウ 要支援者 介護保険法第19条第2項該当者 エ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者 中部運輸局公示第7号 その他の障害 <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害、自閉症、学習障害、第一号被保険者（基本チェックリスト該当者）で他人の介助によらずに移動することが困難かつ単独で公共交通機関を利用することが困難なもの等 <p>②地域の交通が著しく不便であることその他交通手段を確保することが必要な事情があることを市町村長が認めた場合には、地域外からの来訪者等も運送できる</p>	<p>(対象者の確認方法) 詳細は別添のとおり</p> <p>①NPO法人が利用者アセスメント表を作成し、該当者であることを確認</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>②NPO法人は、新規登録者を市へ報告</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>③市が手帳の保持を確認又は市が認定基準に基づき確認</p>
運転者	<p>規則第51条の16 運転者</p> <p>①普通第二種免許を有することを基本</p> <p>②普通第一種免許を有し、過去2年以内に停止されていない者で、ア又はイを満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 大臣が認定する講習を修了 イ アに準ずるものとして大臣が認める要件を備えていること 	<p>第3条 運転者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・21歳以上であること ・普通第一種免許を有する期間が3年以上
車両内の表示	<p>規則第51条の24 車両内の掲示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村運営有償運送者の規定として、名称、運転者の氏名、自動車登録番号、運送の対価に関する事項の表示はあるが、福祉有償運送の規定はない。 	<p>第4条 車両内の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運送の対価、自動車登録番号
会員登録簿	<p>規則第51条の25 旅客名簿</p> <p>旅客について、以下の事項を記載した名簿を作成し、事務所に常備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名、住所、運送を必要とする理由、その他必要な事項 	<p>第5条 旅客の名簿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市からの求めにより会員登録簿を閲覧に供する
実施状況等報告	<p>法第79条の10 事故の報告</p>	<p>第8条 実施状況等の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市からの求めに応じること ・事故発生時は市へ報告 ・苦情があった場合は市へ報告
変更事項の届出等	<p>法第79条の7 変更登録等</p> <p>規則第51条の13第1項 軽微な変更</p>	<p>第6条 変更事項の届出等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30日以内に市へ報告 ・下記の異動状況を3ヶ月毎に市へ報告 <p>(1) 使用車両 (2) 運転者 (3) 利用者の状況</p>

運送の対象者の確認方法について

資料2-②

(1) 該当者であることが明らかな場合

① NPO法人が利用者アセスメント票を作成し該当者であることを確認する

↓
② NPO法人は、新規登録者を3ヶ月ごとに市へ報告する

↓
③ 市は、新規登録者が該当者であることを基準により確認する

(2) 該当者であることが明らかでない場合

① NPO法人が利用者アセスメント票を作成し該当者であることを確認する

↓
② NPO法人は、新規申請者を直ちに市へ報告する

↓
③ 市は、新規申請者が該当者であることを基準により確認し、NPO法人に連絡する

↓
④ NPO法人は、新規申請者を新規登録者として事業の会員とする

該当者とする基準

(施行規則第49条、愛知運輸支局公示第7号を参考に)

イ 身体障害者（身体障害者福祉法第4条該当者）

身体障害者手帳保持者のうち

① 「肢体不自由」は、体幹3級保持

② 「視覚障害」は、4級保持

上記以外は、調査票の「2生活機能に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する

ロ 要介護認定者（介護保険法第19条第1項該当者）

① 介護認定2以上

② 介護度1の場合は、介護保険認定調査票による日常生活自立度が判定項目Ⅱa（知的障害）以上またはA1（身体障害）以上を原則とするが、「2生活機能に関連する項目についての特記事項」の記載内容により判断する

ハ 要支援認定者（介護保険法第19条第2項該当者）

介護保険認定調査票による日常生活自立度が判定項目Ⅱa（知的障害）以上またはA1（身体障害）以上を原則とするが、「2生活機能に関連する項目についての特記事項」の記載内容及び介護予防計画の位置付けにより判断する

ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害を有する者

a その他肢体不自由の者

調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する

b 内部障害

調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する

c 知的障害

療育手帳A判定保持

上記以外は調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する

d 精神障害

精神障害者保健福祉手帳1級保持

上記以外は調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する

e 発達障害

調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する

f 自閉症

調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する

g 学習障害

調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する

h その他の障害

調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する

使用車両 ゆるりん

資料3-①

令和元年12月31日現在

No.	種類	年式	有効期間	装置の種類	所有者又は使用者	車名 運転者	自動車保険				(単位:万円)		備考	
							対人賠償	対物賠償	人身傷害	搭乗者	有効期限	契約書	自動車 提供契 約書	登録年
1	軽自	H15	R3.2.13	車いす固定+回転シート	ゆるりん	—	無制限	無制限	5,000	5,000	○	—	H15.2	—
2	普通	H17	R3.2.22	車いす固定2基	ゆるりん	—	無制限	無制限	5,000	5,000	○	—	H17.2	—
3	普通	H23	R3.2.27	車いす固定2基	ゆるりん	—	無制限	無制限	5,000	5,000	○	—	H23.2	—
4	軽自	H27	R2.5.28	回転シート	ゆるりん	—	無制限	無制限	5,000	5,000	○	—	H27.6	—

令和元年使用車両異動分

なし

運転者名簿 ゆるりん

資料3-1-2

令和元年12月31日現在

No.	氏名	自動車 免許種別	免許取得年月日	免許証有効期限	修了証	運転記録証明書	運転者就任承諾書・ 宣誓書	車両持込	優良区分	備考
1	運転手1	普通一種	昭和53年4月10日	令和2年9月9日	○	○	○	—	優良	
2	運転手2	普通一種	昭和61年2月26日	令和4年7月5日	○	○	○	—	優良	
3	運転手3	普通一種	昭和53年4月3日	令和5年8月29日	○	○	○	—	優良	
4	運転手4	普通一種	昭和61年12月10日	令和4年1月5日	○	○	○	—	一般	
5	運転手5	普通一種	昭和62年4月23日	令和2年9月30日	○	○	○	—	優良	

令和元年運転者異動者

なし

会員名簿 ゆるりん

資料3-1-3

令和元年12月31日現在

No.	性別	障害者	移動制約事由				有効期限	その他	備考①	備考②
			介護度	要介護等		支援度				
				介護度	要介護等					
1	男	***	***	***	***	***	療育A	療育手帳A		
2	男	5	4	***	***	R2.10.31	***	体幹5級 上肢7級		
3	女	***	***	***	***	***	療育A	療育手帳A		
4	男	1種1級	***	***	***	***	療育A	療育手帳A 体幹1級		
5	男	1種1級	***	***	***	***	療育A	療育手帳A 体幹1級		
6	女	***	2	***	***	R2.4.30	***			
7	女	***	4	***	***	R2.2.29	***			

令和元年会員異動者

なし

タクシー運賃とNPOの料金比較 ゆるりん

資料3-④

<タクシー運賃と迎車料(120円)の1/2>

走行距離	タクシー運賃			ゆるりん	
	距離	運賃	1/2		
1.178km	1.178km	720円	360円	400円	111.1%
	1.429km	810円	405円		98.8%
	1.680km	900円	450円		88.9%
	1.931km	990円	495円		80.8%
2km	2.182km	1,080円	540円	520円	96.3%
	2.433km	1,170円	585円		88.9%
	2.684km	1,260円	630円		82.5%
	2.935km	1,350円	675円		77.0%
3km	3.186km	1,440円	720円	680円	94.4%
	3.437km	1,530円	765円		88.9%
	3.688km	1,620円	810円		84.0%
	3.939km	1,710円	855円		79.5%
4km	4.190km	1,800円	900円	840円	93.3%
	4.441km	1,890円	945円		88.9%
	4.692km	1,980円	990円		84.8%
	4.943km	2,070円	1,035円		81.2%
5km	5.194km	2,160円	1,080円	1,000円	92.6%
	5.445km	2,250円	1,125円		88.9%
	5.696km	2,340円	1,170円		85.5%
	5.947km	2,430円	1,215円		82.3%
6km	6.198km	2,520円	1,260円	1,160円	92.1%
	6.449km	2,610円	1,305円		88.9%
	6.700km	2,700円	1,350円		85.9%
	6.951km	2,790円	1,395円		83.2%
7km	7.202km	2,880円	1,440円	1,320円	91.7%
	7.453km	2,970円	1,485円		88.9%
	7.704km	3,060円	1,530円		86.3%

8km	7.955km	3,150円	1,575円	1,320円	83.8%
	8.206km	3,240円	1,620円	1,480円	91.4%
	8.457km	3,330円	1,665円		88.9%
	8.708km	3,420円	1,710円		86.5%
	8.959km	3,510円	1,755円		84.3%
9km	9.210km	3,600円	1,800円	1,640円	91.1%
	9.461km	3,690円	1,845円		88.9%
	9.712km	3,780円	1,890円		86.8%
	9.963km	3,870円	1,935円		86.8%
10km	10.214km	3,960円	1,980円	1,800円	90.9%
	10.465km	4,050円	2,025円		88.9%
	10.716km	4,140円	2,070円		87.0%
	10.967km	4,230円	2,115円		85.1%
11km	11.218km	4,320円	2,160円	1,960円	90.7%
	11.469km	4,410円	2,205円		88.9%
	11.720km	4,500円	2,250円		87.1%
	11.971km	4,590円	2,295円		85.4%
12km	12.222km	4,680円	2,340円	2,120円	90.6%
	12.473km	4,770円	2,385円		88.9%
	12.724km	4,860円	2,430円		87.2%
	12.975km	4,950円	2,475円		85.7%
13km	13.226km	5,040円	2,520円	2,280円	90.5%
	13.477km	5,130円	2,565円		88.9%
	13.728km	5,220円	2,610円		87.4%
	13.979km	5,310円	2,655円		85.9%
14km	14.230km	5,400円	2,700円	2,440円	90.4%
	14.481km	5,490円	2,745円		88.9%
	14.732km	5,580円	2,790円		87.5%
	14.983km	5,670円	2,835円		86.1%

15km	15.234km	5,760円	2,880円	2,600円	90.3%
	15.485km	5,850円	2,925円		88.9%
	15.736km	5,940円	2,970円		87.5%
	15.987km	6,030円	3,015円		86.2%
16km	16.238km	6,120円	3,060円	2,760円	90.2%
	16.489km	6,210円	3,105円		88.9%
	16.740km	6,300円	3,150円		87.6%
	16.991km	6,390円	3,195円		86.4%
17km	17.242km	6,480円	3,240円	2,960円	91.4%
	17.493km	6,570円	3,285円		90.1%
	17.744km	6,660円	3,330円		88.9%
	17.995km	6,750円	3,375円		87.7%
18km	18.246km	6,840円	3,420円	3,120円	91.2%
	18.497km	6,930円	3,465円		90.0%
	18.748km	7,020円	3,510円		88.9%
	18.999km	7,110円	3,555円		87.8%
19km	19.250km	7,200円	3,600円	3,280円	91.1%
	19.501km	7,290円	3,645円		90.0%
	19.752km	7,380円	3,690円		88.9%
20km					

タクシー運賃算定

普通車A運賃で算定

初乗運賃	1.178kmまで	600円
加算運賃	251mごとに	90円
迎車料金	—	120円

ゆるりん運賃算定

初乗運賃	2kmまで	400円
------	-------	------

- ・その後上記料金のおり
- ・利用会員宅から目的地、目的地から利用会員宅までの走行距離により算出
- ・上記料金の他乗降介助料として利用者負担有り

更新登録の届出に際して基本的に必要な書類の確認表

資料3-5

No.	項目	目	内容
**	更新登録申請書	様式第1-2号	NPO法人 ゆるりん
		定款	
1	履歴事項全部証明書		特に変更のない場合は現在事項証明でも可
	運送主体	役員名簿	
2		宣誓書	法第79条の4第1号～第4号までの欠格事由のいずれにも該当しない旨を証する書類 (欠格事由とは、例えば業務の取り消しを受け、2年以上経過していないなどこれに該当しない)
4	料金表	様式第2号	旅客から收受する対価
		(任意様式)	
		(確認)	利用料金 タクシー料金の概ね1/2
5	使用車両	車検証の写し	NPO法人 ゆるりん 4台 持込なし
		使用権原	
		運転者等就任承諾書様式第4号	運転者全5名「運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿」のとおり
6	運転者	免許証の写し	運転者全5名分。
		安全運転教育の写し	NPO法人移動ネットあいちが主催する「安全運転教育」を修了。全5名分。
		(確認)	年齢 6名とも21歳以上
		(確認)	免許期間 6名とも普通第1種免許を有する期間が3年以上
		(確認)	免許処分 6名とも申請日前2年間において運転免許停止処分を受けていないこと
7	運行管理責任者	就任承諾書様式第5号	別紙「運行管理責任者就任承諾書」のとおり
		運行管理者資格証規則第51条の17各号	乗車定員10人以下の車両5台以上の運行を管理する場合は、どちらかの書類を添付すること NPO法人ゆるりんは、4台であるが提出されている。
8	運行管理体制	運行管理体制等様式第6号	別紙「運行管理体制等を記載した書類」のとおり
9	損害賠償措置	契約書	旅客その他のものの生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書面 (全ての車両において、対人：8,000万円 対物：200万円以上の保険に加入し、保険証の写し)
		旅客名簿	碧南市関係分7名(令和元年12月31日現在)
		参考様式第1号	住所地在碧南市内であること
		参考様式第2号	
10	輸送対象	(対象者区別)	事業主体の登録を受けた次の各号のいずれかに該当する者及びその付添人
		(確認)	(イ) 身体障害者福祉法に規定する「身体障害者」であって車両の乗降に介助を有する者
		(確認)	(ロ) 介護保険法に規定する「要介護者」であって車両の乗降に介助を有する者
		(確認)	(ハ) 介護保険法に規定する「要支援者」であって車両の乗降に介助を有する者
		(確認)	(ニ) その他肢体不自由、内部障害、精神障害、知的障害等により単独での歩行が困難な者
11	登録証	様式第7号	中部運輸局愛知運輸支局長から交付されたもの
他	運転記録	運転記録証明書	運転者全5名分。

「No.」は愛運支公示第7号で、更新登録の申請に際して基本的に添付が必要な書類として示されたもの。「様式」も同じ。

使用車両 大樹の会

令和元年12月31日現在

資料4-①

No.	種類	年式	有効期間	装置の種類	所有者又は使用者	車名 運転者	自動車保険			(単位:万円)		自動車提供 供契約書	登録年	備考	削除年
							対人賠償	対物賠償	人身傷害	搭乗者	有効期限				
1	軽自	H26	R2.2.26	後部スロープ装備・車いす車	大樹の会	—	無制限	無制限	5,000	※1	R2.6.27	○	H26.3		
2	小型	H25	R3.1.30	後部スロープ装備・車いす車	大樹の会	—	無制限	無制限	5,000	※1	R2.6.27	○	H25.2		
3	普通	H22	R2.12.12	電動リフト装備・兼乗用車	大樹の会	—	無制限	無制限	5,000	※1	R2.6.27	○	H24.8		
4	軽自	H26	R3.10.21	後部スロープ装備・車いす車	大樹の会	—	無制限	無制限	5,000	※1	R2.6.27	○	H26.10		
5	軽自	H20	R3.4.11	後部スロープ装備・車いす車	大樹の会	—	無制限	無制限	5,000	※1	R2.6.27	○	H31.4		
6	軽自	H23	R2.2.24		大樹の会	—	無制限	無制限	5,000	※1	R2.6.27	○	H23.2		
7	軽自	H29	R4.1.22	後部スロープ装備・車いす車	大樹の会	—	無制限	無制限	5,000	※1	R2.6.27	○	H29.1		
8	軽自	H19	R3.1.30	電動リフト装備・車いす車	大樹の会	—	無制限	無制限	5,000	※1	R3.1.30	○	H19.2		
9	軽自	H23	R2.7.29		大樹の会	—	無制限	無制限	5,000	※1	R2.6.27	○	H30.7		
10	軽自	H21	R3.2.17		大樹の会	—	無制限	無制限	5,000	※1	R2.6.27	○	H31.2		
11	軽自	H25	R2.10.6		個人所有	個人所有	無制限	無制限	3,000	1,000	R2.2.2	○	H26.1		
12	小型	H27	R2.3.24		個人所有	個人所有	無制限	無制限	3,000	※3	R2.4.3	○	H27.4		
13	軽自	H21	R3.4.22		個人所有	個人所有	無制限	無制限	3,000	1,000	R2.1.31	○	H27.5		
14	小型	H20	R3.2.24		個人所有	個人所有	無制限	無制限	無制限	—	R2.12.21	○	H25.6		
15	軽自	H21	R2.7.30		個人所有	個人所有	無制限	無制限	7,000	※4	R2.2.27	○	H25.12		
16	軽自	H29	R2.2.26		個人所有	個人所有	無制限	無制限	—	1,000	R2.5.31	○	H29.3		
17	軽自	H25	R2.4.21		個人所有	個人所有	無制限	無制限	5,000	1,000	R2.4.13	○	H25.4		
18	軽自	H26	R3.5.29		個人所有	個人所有	無制限	無制限	3,000	※4	R2.9.9	○	H27.10		
19	軽自	H26	R3.5.27		個人所有	個人所有	無制限	無制限	5,000	—	R2.5.28	○	H26.6		
20	軽自	H29	R2.3.9		個人所有	個人所有	無制限	無制限	5,000	1,000	R2.10.27	○	H29.3		
21	軽自	H27	R2.7.16		個人所有	個人所有	無制限	無制限	5,000	1,000	R2.4.30	○	H27.7		

令和元年使用車両異動分 大樹の会

No.	種類	年式	有効期間	装置の種類	所有者又は使用者	車名・運転者	自動車保険			(単位:万円)		自動車提供 供契約書	登録年	備考	削除年
							対人賠償	対物賠償	人身傷害	搭乗者	有効期限				
22	普通	H21	H31.1.7		個人所有	個人所有	無制限	無制限	—	—	—	—	H28.1		H31.1.7
23	軽自	H21	R2.2.24		大樹の会	—	無制限	無制限	—	—	—	—	H21.7		H31.2.24
5	軽自	H20	R3.4.11	後部スロープ装備・車いす車	大樹の会	—	無制限	無制限	5,000	※1	R2.6.27	○	H31.4	H31.4.18	
24	軽自	H26	R1.5.27	後部スロープ装備・車いす車	大樹の会	—	無制限	無制限	—	—	—	—	H20.8		H31.4.18
25	軽自	H19	H31.1.30	後部スロープ装備・車いす車	大樹の会	—	無制限	無制限	—	—	—	—	H29.8		H31.1.7
10	軽自	H21	R3.2.17		大樹の会	—	無制限	無制限	5,000	※1	R2.6.27	○	H31.2	H31.3.1	

- ※1 入院10,000円/日 通院5,000円/日
- ※2 5日以上の場合は入院 200,000円
- ※3 5日以上の場合は入院 100,000円
- ※4 5日未満入院10,000円 5日以上入院 100,000円

運転者名簿

大樹の会

資料4-1-②

令和元年12月31日現在

No.	氏名	自動車免許種別	免許取得年月日	免許証有効期限	修了証	運転記録証明書	運転者就任承諾書・宣誓書	車両持込	優良区分	備考
1	運転手01	普通一種	昭和46年4月5日	令和5年5月9日	○	○	○	-	優良	
2	運転手02	普通一種	平成11年11月9日	令和3年9月29日	○	○	○	-	一般	
3	運転手03	普通一種	昭和63年3月16日	令和3年5月18日	○	○	○	-	一般	
4	運転手04	普通一種	昭和59年4月24日	令和4年4月19日	○	○	○	-	優良	
5	運転手05	普通一種	昭和60年4月13日	令和2年4月10日	○	○	○	○	優良	
6	運転手06	普通一種	昭和59年12月11日	令和5年11月3日	○	○	○	○	一般	
7	運転手07	普通一種	平成9年7月23日	令和5年8月18日	○	○	○	○	優良	
8	運転手08	普通一種	昭和61年12月8日	令和4年11月18日	○	○	○	○	優良	
9	運転手09	普通一種	昭和46年2月3日	令和3年7月1日	○	○	○	-	一般	
10	運転手10	普通一種	昭和46年7月14日	令和3年4月14日	○	○	○	○	優良	
11	運転手11	普通一種	平成11年8月4日	令和5年3月28日	○	○	○	-	一般	
12	運転手12	普通一種	昭和62年7月3日	令和2年1月5日	○	○	○	-	一般	
13	運転手13	普通一種	平成16年4月13日	令和6年9月8日	○	○	○	-	一般	
14	運転手14	普通一種	昭和62年7月28日	令和4年8月20日	○	○	○	○	一般	
15	運転手15	普通一種	昭和58年7月11日	令和5年3月8日	○	○	○	○	一般	
16	運転手16	普通一種	昭和59年6月13日	令和6年12月4日	○	○	○	-	優良	
17	運転手17	普通一種	昭和63年7月29日	令和6年8月25日	○	○	○	-	優良	
18	運転手18	普通一種	昭和54年6月13日	令和5年1月6日	○	○	○	-	一般	
19	運転手19	普通一種	平成9年9月26日	令和6年4月30日	○	○	○	-	優良	
20	運転手20	普通一種	昭和45年4月10日	令和4年9月18日	○	○	○	○	優良	
21	運転手21	普通一種	昭和61年7月11日	令和5年10月30日	○	○	○	○	一般	
22	運転手22	普通一種	平成4年3月25日	令和5年10月7日	○	○	○	○	一般	
23	運転手23	普通一種	昭和46年4月9日	令和3年9月23日	○	○	○	-	優良	
24	運転手24	普通一種	昭和51年8月11日	令和4年4月24日	○	○	○	○	優良	

令和元年運転者異動者

No.	氏名	自動車免許種別	免許取得年月日	免許証有効期限	修了証	運転記録証明書	運転者就任承諾書・宣誓書	車両持込	優良区分	備考
25	運転手32	普通一種	昭和41年2月17日	令和5年11月24日	○	○	○	○	優良	抹消 平成31年1月7日
26	運転手33	普通一種	昭和49年8月28日	令和1年6月19日	○	○	○	-	一般	抹消 平成31年3月31日
27	運転手34	普通一種	平成12年4月3日	令和3年2月20日	○	○	○	○	優良	抹消 平成31年3月31日

会員名簿 大樹の会

資料4-③

令和元年12月31日現在

No.	性別	障害者	移動制約事由				備考①	備考②
			介護度	要介護等		その他		
				支援度	有効期限			
1	男	1種1級	***	***	***	***	両下肢弛緩性 麻痺1級	
2	男	1種1級	***	***	***	***	視覚障害1級	
3	男	1種1級	***	***	***	***	視覚障害1級	

令和元年会員異動者

なし

タクシー運賃とNPOの料金比較 大樹の会

資料4-④

<タクシー運賃と迎車料(120円)の1/2>

走行距離	タクシー運賃			大樹の会	
	距離	運賃	1/2		
1.178km	1.178km	720円	360円	380円	105.6%
	1.429km	810円	405円		93.8%
	1.680km	900円	450円		84.4%
	1.931km	990円	495円		76.8%
2km	2.182km	1,080円	540円	490円	90.7%
	2.433km	1,170円	585円		83.8%
	2.684km	1,260円	630円		77.8%
	2.935km	1,350円	675円		72.6%
3km	3.186km	1,440円	720円	600円	83.3%
	3.437km	1,530円	765円		78.4%
	3.688km	1,620円	810円		74.1%
	3.939km	1,710円	855円		70.2%
4km	4.190km	1,800円	900円	710円	78.9%
	4.441km	1,890円	945円		75.1%
	4.692km	1,980円	990円		71.7%
	4.943km	2,070円	1,035円		68.6%
5km	5.194km	2,160円	1,080円	820円	75.9%
	5.445km	2,250円	1,125円		72.9%
	5.696km	2,340円	1,170円		70.1%
	5.947km	2,430円	1,215円		67.5%
6km	6.198km	2,520円	1,260円	930円	73.8%
	6.449km	2,610円	1,305円		71.3%
	6.700km	2,700円	1,350円		68.9%
	6.951km	2,790円	1,395円		66.7%
7km	7.202km	2,880円	1,440円	1,040円	72.2%
	7.453km	2,970円	1,485円		70.0%
	7.704km	3,060円	1,530円		68.0%

8km	7.955km	3,150円	1,575円	1,040円	66.0%
	8.206km	3,240円	1,620円	1,150円	71.0%
	8.457km	3,330円	1,665円		69.1%
	8.708km	3,420円	1,710円		67.3%
	8.959km	3,510円	1,755円		65.5%
9km	9.210km	3,600円	1,800円	1,260円	70.0%
	9.461km	3,690円	1,845円		68.3%
	9.712km	3,780円	1,890円		66.7%
	9.963km	3,870円	1,935円		66.7%
10km	10.214km	3,960円	1,980円	1,370円	69.2%
	10.465km	4,050円	2,025円		67.7%
	10.716km	4,140円	2,070円		66.2%
	10.967km	4,230円	2,115円		64.8%
11km	11.218km	4,320円	2,160円	1,480円	68.5%
	11.469km	4,410円	2,205円		67.1%
	11.720km	4,500円	2,250円		65.8%
	11.971km	4,590円	2,295円		64.5%
12km	12.222km	4,680円	2,340円	1,590円	67.9%
	12.473km	4,770円	2,385円		66.7%
	12.724km	4,860円	2,430円		65.4%
	12.975km	4,950円	2,475円		64.2%
13km	13.226km	5,040円	2,520円	1,700円	67.5%
	13.477km	5,130円	2,565円		66.3%
	13.728km	5,220円	2,610円		65.1%
	13.979km	5,310円	2,655円		64.0%
14km	14.230km	5,400円	2,700円	1,810円	67.0%
	14.481km	5,490円	2,745円		65.9%
	14.732km	5,580円	2,790円		64.9%
	14.983km	5,670円	2,835円		63.8%

15km	15.234km	5,760円	2,880円	1,920円	66.7%
	15.485km	5,850円	2,925円		65.6%
	15.736km	5,940円	2,970円		64.6%
	15.987km	6,030円	3,015円		63.7%
16km	16.238km	6,120円	3,060円	2,030円	66.3%
	16.489km	6,210円	3,105円		65.4%
	16.740km	6,300円	3,150円		64.4%
	16.991km	6,390円	3,195円		63.5%
17km	17.242km	6,480円	3,240円	2,140円	66.0%
	17.493km	6,570円	3,285円		65.1%
	17.744km	6,660円	3,330円		64.3%
	17.995km	6,750円	3,375円		63.4%
18km	18.246km	6,840円	3,420円	2,250円	65.8%
	18.497km	6,930円	3,465円		64.9%
	18.748km	7,020円	3,510円		64.1%
	18.999km	7,110円	3,555円		63.3%
19km	19.250km	7,200円	3,600円	2,360円	65.6%
	19.501km	7,290円	3,645円		64.7%
	19.752km	7,380円	3,690円		64.0%
20km					

タクシー運賃算定

普通車A運賃で算定

初乗運賃	1.178kmまで	600円
加算運賃	251mごとに	90円
迎車料金	—	120円

大樹の会運賃算定

初乗運賃	2kmまで	380円
加算運賃	1kmごとに	110円

- ・その後上記料金のとおり
- ・利用会員宅から目的地、目的地から利用会員宅までの走行距離により算出
- ・上記料金の他乗降介助料として利用者負担有り

更新登録の届出に際して基本的に必要な書類の確認表

No.	項	目	内容
**	更新登録申請書	様式第1-2号	NPO法人 大樹の会
1	運送主体	■ 定款	
		■ 履歴事項全部証明書	特に変更のない場合は現在事項証明でも可 登記参照
2	運送主体	■ 役員名簿	
		■ 宣誓書 様式第2号	法第79条の4第1号～第4号までの欠格事由のいずれにも該当しない旨を証する書類 (欠格事由とは、例えば業務の取り消しを受け、2年以上経過していないなどであるがこれに該当しない)
4	料金表	■ (任意様式)	旅客から收受する対価
		■ (確認)	利用料金 タクシー料金の概ね1/2
5	使用車両	■ 車検証の写し	
		■ 使用権原	NPO法人 大樹の会 10台 持込車両 11台 別紙「有償運送事業に係る自家用自動車の提供と使用に関する契約書」のとおり
6	運転者	■ 運転者等就任承諾書 様式第4号	運転者全24名「運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿」のとおり
		■ 免許証の写し	運転者全24名分。
		■ 安全運転教育の写し	NPO法人移動ネットあいちが主催する「安全運転教育」を修了。全24名分。
		■ (確認)	年齢 33名とも21歳以上
		■ (確認)	免許期間 33名とも普通第1種免許を有する期間が3年以上
		■ (確認)	免許処分 33名とも申請日前2年間に於いて運転免許停止処分を受けていないこと
7	運行管理責任者	■ 就任承諾書 様式第5号	別紙「運行管理責任者就任承諾書」のとおり
		■ 運行管理者資格証 規則第51条の17各号	乗車定員10人以下の車両5台以上の運行を管理する場合は、どちらかの書類を添付すること
8	運行管理体制	■ 運行管理体制等 様式第6号	別紙「運行管理体制等を記載した書類」のとおり
		■ 損害賠償措置	旅客その他のもの生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書面 (全ての車両において、対人：8,000万円 対物：200万円以上の保険に加入し、保険証の写し) 別紙「運行管理体制等を記載した書類」のとおり
10	輸送対象	■ 旅客名簿	別紙「運行管理体制等を記載した書類」のとおり
		■ 参考様式第1号	旅客その他のもの生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書面 (全ての車両において、対人：8,000万円 対物：200万円以上の保険に加入し、保険証の写し)
		■ 参考様式第2号	別紙「運行管理体制等を記載した書類」のとおり
		■ (対象者区別)	別紙「運行管理体制等を記載した書類」のとおり
11	登録証	■ (確認)	別紙「運行管理体制等を記載した書類」のとおり
		■ (確認)	別紙「運行管理体制等を記載した書類」のとおり
他	登録証	■ (確認)	別紙「運行管理体制等を記載した書類」のとおり
		■ (確認)	別紙「運行管理体制等を記載した書類」のとおり
他	登録証	■ 様式第7号	別紙「運行管理体制等を記載した書類」のとおり
		■ 運転記録	別紙「運行管理体制等を記載した書類」のとおり

「No.」は愛運支公示第7号で、更新登録の申請に際して基本的に添付が必要な書類として示されたもの。「様式」も同じ。

○碧南市福祉有償運送運営協議会規程

平成19年 1 月11日公告第 2 号

改正

平成21年 2 月17日公告第21号

碧南市福祉有償運送運営協議会規程

碧南市福祉有償運送運営協議会規程(平成18年碧南市公告第1号)の全部を改正する。
(設置)

第1条 本市における福祉有償運送(道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号。以下「省令」という。)第51号第3号の福祉有償運送をいう。以下同じ。)の適正な運営の確保を通じ、住民の福祉の向上及び公共の福祉の増進を図るとともに、福祉有償運送の必要性及び福祉有償運送を行う場合における旅客から収受する対価その他福祉有償運送の適正な運営の確保のために必要な事項を協議するため、碧南市福祉有償運送運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第79条の規定により自家用有償旅客運送の登録(法第79条の6第1項の規定による有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定による変更登録を含む。)を申請する場合における運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 協議会の運営方法、福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送について協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長が指名する職員
- (2) 想定される福祉有償運送の利用者の代表
- (3) 市民の代表
- (4) ボランティア団体の代表
- (5) 本市において現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等の代表
- (6) タクシー事業者が組織する団体の代表
- (7) タクシー事業者の代表
- (8) タクシーの運転者の代表
- (9) 市の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は市長が任命し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の全員一致をもって決するものとする。ただし、全員一致の協議が調わないときは、委員のうちから市長があらかじめ指名した者が協議し、決定するものとする。

4 協議会は、原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講ずるものとする。

5 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者を協議会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第6条 第2条に規定する協議事項について協議会において協議が調ったときは、当該協議に係る関係者は、その結果を尊重し、当該協議に係る事項の誠実な実施に努めるものとする。

2 前項に規定する場合において、法第79条の登録を受けようとする者は、速やかに当該登録の申請を行うものとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康推進部高齢介護課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成19年1月11日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則 (平成21年2月17日公告第21号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

○碧南市における福祉有償運送事業運営規程

平成19年 1 月11日 公告第 3 号

改正

平成21年 2 月17日 公告第21号

碧南市における福祉有償運送事業運営規程

碧南市における福祉有償運送事業運営規程（平成18年碧南市公告第 6 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規程は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、碧南市における福祉有償運送事業（以下「事業」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（事業実施者）

第 2 条 事業は、法78条第 2 号に規定する者であって相当数の利用者が見込まれるものを行うものとする。

（運転者）

第 3 条 事業の用に供する車両（以下「使用車両」という。）の運転者は、施行規則第 51 条の16第 1 項に規定するもののほか次に掲げる要件をすべて満たす者でなければならない。

- （1） 21歳以上であること。
- （2） 普通第一種免許を有する期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して3年以上であること。

（車両内の表示）

第 4 条 事業を実施する者（以下「事業主体」という。）は、施行規則第51条の19第 3 項各号に掲げるもののほか次に掲げる事項を利用者に見やすいように使用車両の内部に掲示しなければならない。

- （1） 運送の対価
- （2） 自動車登録番号

（旅客の名簿）

第 5 条 事業主体は、施行規則第51条の25の名簿を適切に管理しなければならない。
2 事業主体は、市長から前項の名簿の閲覧の求めがあった場合は、これを閲覧に供するものとする。

（変更事項の届出等）

第 6 条 事業主体は、施行規則第51条の13第 1 項に規定する軽微な事項を変更したときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 事業主体は、次に掲げる事項の異動状況を 3 月ごとに市長に報告しなければならない。

- （1） 使用車両に関すること。
- （2） 運転者に関すること。
- （3） 利用者の状況に関すること。

（相談等の窓口）

第 7 条 福祉有償運送に関する相談、苦情、事故等に対応するため、相談、事故報告等の受付窓口を設置する。

2 前項の受付窓口の担当区分は、次のとおりとする。

- （1） 福祉こども部福祉課 障害者に関すること。
- （2） 健康推進部高齢介護課 高齢者に関すること。

(実施状況等の報告)

第8条 事業主体は、事業の実施状況について市長から報告の求めがあったときは、これに応じなければならない。

2 事業主体は、事業に係る事故が発生したときは、速やかに事故の状況を市長に報告しなければならない。

3 事業主体は、事業に係る苦情の申出があったときは、苦情の内容を市長に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成19年1月11日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則 (平成21年2月17日公告第21号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。